

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局企業立地支援部企業立地支援課】 1836
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局市民部市民活動推進課】 1837

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【契約室契約課】 1838

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月14日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第284-2号

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱（平成12年北九州市告示第364号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「又は北九州市土地開発公社」を削る。

第4条第1項第2号中「平成23年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第3号及び同条第2項中「製品の製造加工の用に供する工場にあっては、10人」を「市内に事業所を有する中小企業者等にあっては、3人」に改める。

第5条第4項第1号ア中「工場等」を「企業（市内に事業所を有する中小企業者等を除く。）が工場等」に、「の取得に要した経費が5億円（中小企業者等の場合にあつては、2億5千万円）未満の」を「を取得した」に、「ウ」を「ウに掲げる場合」に改め、同号イ中「土地等の取得に要した経費が5億円（中小企業者等の場合にあつては、2億5千万円）以上の」を「市内に事業所を有する中小企業者等が工場等の土地等を取得した」に、「ウ」を「ウに掲げる場合」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年5月15日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4条の規定に基づき、この告示の施行の日前に市内において工場等を新設し、若しくは増設するための工事を開始し、又は工場等を賃借するための賃貸借契約を締結した企業に対する企業立地促進補助金の交付については、同条及び改正前の要綱第5条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、改正前の要綱第4条第1項第2号中「平成27年3月31日」とあるのは「平成28年3月31日」とする。

北九州市告示第289号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市民活動サポートセンター・ムーブサテライト印刷機の賃貸料収納事務を次のとおり委託した。

平成26年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

| 受 託 者 | | 委 託 期 間 |
|------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 名 称 | 住 所 | |
| 公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団 | 北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号 | 平成26年4月1日か ら平成27年3月31 日まで |

北九州市公告第360号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

高規格救急自動車 4台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成27年2月27日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 入札を行おうとする購入品目又はこれと類似する同等品について、この公告の日前7年間に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）からの発注に対し、納入実績若しくは納入実績があるメーカーとの代理店契約の締結を有していること。
- (4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。
- (5) 高度管理医療機器等の販売業許可を受けていること。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年6月6日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市契約室契約課
 - イ 日時 公告の日から平成26年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所
この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認

申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年6月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成26年6月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間 次のとおりとする。

平成26年6月16日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月27日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限 次のとおりとする。

第1号アの場所に平成26年6月26日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年6月27日午後2時10分

6 契約の締結

（1） この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結

し、市議会で議決された日から5日以内に本契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

(2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of High Standard Ambulance

Quantity:4units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., June 27, 2014

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., June 26, 2014

(3) For further information, please contact:Contracts Division,

Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市公告第361号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

15メートル級はしご付消防ポンプ自動車 1台

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成27年3月19日

(4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれと類似する同等品について、この公告の日前7年間に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）からの発注に対し、納入実績若しくは納入実績があるメーカーとの代理店契約の締結を有していること。

(4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適切かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成26年6月6日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成26年6月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提

出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成26年6月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から平成26年6月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成26年6月16日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月27日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成26年6月26日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成26年6月27日午後2時10分

6 契約の締結

（1） この競争入札に係る契約による物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により市議会の議決に付さなければならない動産の買入れであるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、市議会で議決された日から5日以内に本契約を締結する。

なお、市議会で議決されなかった場合は、市は、本契約を締結しないことによる補償は行わない。

(2) この競争入札の落札者は、落札の決定後、5日以内に市と仮契約を締結しなければならない。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Fire Ladder Truck

Quantity:1unit

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p. m. , June 27, 2014

For tenders submitted by mail :

5:00p. m. , June 26, 2014

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu